

# 木造住宅耐震改修工事補助手続の流れ

一定要件の耐震補強工事には補助金が受けられます。

一般型

- 1 知立市の実施する耐震診断で判定値が1.0未満
- 2 愛知県建築住宅センターの実施する耐震診断で得点が80点未満

全ての判定値を1.0以上に引き上げる工事

補助額：1戸（長屋建て、共同建ての場合は1棟）当たりの耐震補強工事に要した経費（上限90万円まで 知立市木造住宅耐震化緊急支援事業補助金交付を受ける場合は上限75万円まで）及び都道府県知事の登録を受けている建築設計事務所と契約を結んだ場合は、補強策定計画に要した経費の3分の2の費用を（上限10万円まで）加えた額

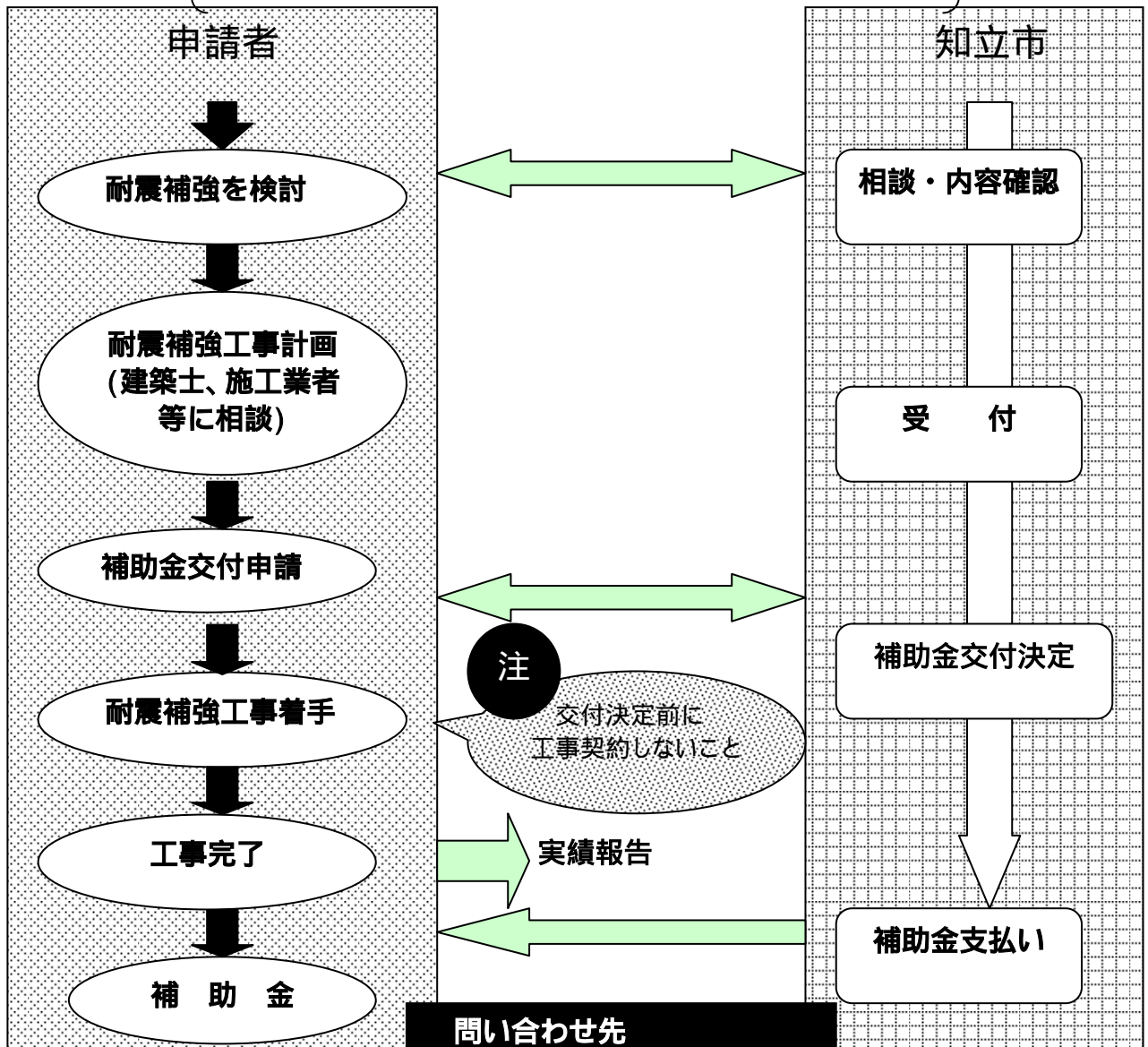
簡易型

- 1 知立市の実施する耐震診断で判定値が0.7未満
- 2 愛知県建築住宅センターの実施する耐震診断で得点が60点未満

全ての判定値を0.7以上かつ1.0未満に引き上げる工事

補助額：1戸（長屋建て、共同建ての場合は1棟）当たりの耐震補強工事に要した経費（上限30万円まで）

ただし、一般型も簡易型も全ての階別方向別改修後判定値は、階別方向別の一番低い評点に判定値0.3を加えた数値以上とする。



問い合わせ先  
 知立市建設部建築課建築係  
 電話 0566 - 83 - 1111